

社会福祉法人 光彩会

役員及び評議員報酬等並びに費用に関する規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人光彩会（以下「法人」という。）の役員及び評議員報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- ① 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- ② 常勤理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- ③ 非常勤役員とは、役員のうち、常勤理事以外の者をいう。
- ④ 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- ⑤ 報酬等とは、報酬、その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。なお、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、法人の経理の状況その他の事情を考慮するものとする。
- ⑥ 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

第2章 報 酬 等

(報酬等の支給)

第3条 法人は、役員等の職務の執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- ① 常勤理事…報酬
- ② 非常勤役員…報酬
- ③ 評議員…報酬

2 理事長及び副理事長については、役職及び業務に応じた役員報酬を支給する。

(報酬等の額の決定)

第4条 常勤理事の報酬月額、別表1「常勤理事の報酬月額」のとおりとし、評議員会の承認を得て、理事会において決めるものとする。

2 非常勤役員に対する報酬は、別表2「非常勤役員の報酬」に定める定額とする。

3 評議員の報酬等は、定款第8条に定める金額の範囲内において別表3に基づき支払う。

(通勤手当)

第5条 役員等が公共交通機関を利用して通勤する場合には、交通費の実費を全額支給する。

(報酬の支給日)

第6条 常勤理事に対する報酬等の支給の時期は、毎月25日(支給日が銀行休業日の場合は、前営業日)とする。

2 非常勤役員及び評議員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。

(報酬等の支給方法)

第7条 報酬等は、通貨をもって本人に(死亡により退任した者の退職手当にあつてはその遺族に)支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給することができる。

(報酬等の計算)

第8条 新たに常勤理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤理事が退任し、又は解任された場合は、その月の報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の報酬を支給する。

(費用の支払い)

第9条 法人は、役員等がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

第5章 公表等

(公表)

第24条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準を公表するものとする。

(改廃)

第25条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

2 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

1. この規程は、平成23年12月3日から施行する。
2. この規程は、平成29年6月22日から施行する。

別表1 常勤理事の報酬月額

役職名	報酬月額
理事長	135万円までの範囲内
副理事長	20万円までの範囲内
理事	5万円までの範囲内

別表2 非常勤役員の報酬

1. 理事

	日額
理事会等会議への出席	20,000円
上記のほか、法人又は施設業務の為の出勤	10,000円

なお、報酬については、別途源泉所得税を加算することとし、上記金額を手取り額とする。理事会等に要した交通費は、報酬に含むこととする。

2. 監事

	日額
監事監査等への出席	20,000円
理事会等会議への出席	20,000円
上記のほか、法人又は施設業務の為の出勤	10,000円

なお、報酬については、別途源泉所得税を加算することとし、上記金額を手取り額とする。監事監査等に要した交通費は、報酬に含むこととする。

別表3 評議員の報酬

	日額
評議員会への出席	20,000円
上記のほか、法人又は施設業務の為の出勤	10,000円

なお、報酬については、別途源泉所得税を加算することとし、上記金額を手取り額とする。評議員会等に要した交通費は、報酬に含むこととする。